

平成28年度 第26回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成29年2月3日（金）

開会 午後 2時00分

○事務局（日下課長代理） お待たせをいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第26回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課課長代理の日下でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいま御出席いただいております委員の皆様方は7名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様にお願いをいたします。あらかじめ事務局から御説明させていただきましたとおり、お静かに傍聴いただきますよう御協力をお願いいたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局から御説明いたしましたように、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いしたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長北辻より御挨拶を申し上げます。

○北辻局長 大阪市環境局長の北辻でございます。

本日、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、路上喫煙対策委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、本日の委員会は、新しい委員の方々もお迎えして、新しい体制での初めての委員会でございます。何とぞ今後ともよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

本市におきましては、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を制定をいたしまして、その条例に基づく委員会としてこの委員会を設置して、貴重な御意見を賜りながら御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺、また都島区京橋地域と

ということで、「路上喫煙禁止地区」に指定するなど、これまで取り組みを進めているところでございます。

しかしながら、たばこの規制の問題につきましては、依然としてそのマナーについて非常に市民の関心は高くございます。市民の声とか、広聴とか電話、いろいろな形で御意見、御要望が寄せられております。たばこのマナー向上のための取り組みということで、平成20年度には全国初の試みということで、「たばこマナー向上エリア制度」というのを大阪市において制定して、大阪市も御支援申し上げながら市民事業者など、主体となって自主的に活動していただく啓発活動等も大阪市として取り組んでいるところでございます。その結果、平成20年度には、路上喫煙率というのも非常に下がったのですけれども、近年、ほぼ横ばい傾向にございます。

そういうことで、前回の委員会でも、この活動団体に対するアンケートとか、交流会とか、いろいろ活性化に向けた取り組みを進めるべきではないかというような御意見もいただきまして、そういう取り組みも進めております。

昨今、新しい喫煙の形態ということで、新聞紙上等々でも取り上げられておりますけど、電子たばこが話題になるということも非常に多くございます。まだ見かける機会も少なく、身近に感じられない方もおられるかもしれませんが、昨年12月には新たにたばこメーカー1社が、また新しい新製品を販売されるというようなことで、今後、普及していくということも考えられます。周辺の方々への影響など、まだ未知数なところもあるようでございますけれども、こうした普及状況も見据えながら、どのような課題があるかなどを整理する必要があると考えておりますので、本日もぜひとも御意見、御助言賜りましたらというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

本日、次第にございますように、議題といたしまして、先ほど申し上げましたこれまでの取り組み状況についての報告とか、あと、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化、それに電子たばこ、加熱式たばこなど、本当に多岐にわたっております。

すけれども、委員の皆様方の御意見、御助言を踏まえ、一層の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、活発な御審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局（日下課長代理） 本日は、委員改選後初めての委員会でございますので、ここで委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順に御紹介をさせていただきます。

なお、お名前だけの御紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、清見委員でございます。

○清見委員 清見でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 黒坂委員でございます。

○黒坂委員 黒坂と申します。今回からでございますので、よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 後藤委員でございます。

○後藤委員 後藤でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 清水委員でございます。

○清水委員 清水と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 堤委員でございます。

○堤委員 堤です。よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 藪根委員でございます。

○藪根委員 藪根でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 山西委員でございます。

○山西委員 山西です。よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） また、このたび、事務局におきましても、平成28年4月に環境局の人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

環境局事業部長の深津でございます。

○深津事業部長 深津でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（日下課長代理） 環境局事業部事業管理課長の西尾でございます。

○西尾課長 西尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（日下課長代理） 引き続きまして、委員長の互選を行います。

「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第2条で、「委員会に委員長を委員の互選によりこれを定める」と規定しておりますので、委員の皆様の互選により委員長の選出を行っていただきたいと思ひます。

どなたか御推挙いただけないでしょうか。

清見委員、どうぞ。

○清見委員 私も大分前から委員で参加させていただきまして、ずっとスムーズにきちっと審議していただけてる、前回も委員長をやっていたいでます山西さんがいかと思うのですけども、いかがでございましょうか。

○事務局（日下課長代理） ただいま清見委員から山西委員に委員長をお願いしてはどうかとの御提案がございました。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

ないようですので、山西委員に委員長をお願いしたいと存じますけれども、御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○事務局（日下課長代理） ありがとうございます。

それでは、山西委員長、委員長席へお願ひいたします。

ここで、山西委員長に御挨拶をお願いしたいと存じます。

○山西委員長 どうも、皆さん、こんにちは、委員の山西でございます。委員長に御指名いただきまして、異議なしということで、今回も委員長を務めさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

私、今年、弁護士になって30年目に入ります。そうは言っても頼りないので、皆さんの協力を得ながらスムーズにこの委員会を進めていけたらと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（日下課長代理） ありがとうございました。

議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。

次に、先ほどごらんいただきました委員名簿と本日の配席図でございます。

次に、第26回大阪市路上喫煙対策委員会資料、それと、右肩に置かせていただいておりますが別添資料一①、続きまして別添資料一②、その他資料と記した冊子でございます。

さらに、大阪市路上喫煙の防止に関する条例と審議会等の設置及び運営に関する指針、抜粋、解釈・運用の手引をお手元に用意させていただいております。

なお、別添資料一②のほうですけれども、こちらに関しまして各メーカーが独自で作成されておられるものですので、転用等取り扱いにつきましては御留意をいただきますようよろしくお願いいたします。

資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事のほうにつきまして、山西委員長に進行のほうをお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○山西委員長 それでは、始めさせていただきたいと思います。

まず、議題に入らせてもらいます前に、委員長の代理の指名を行います。

「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第2条第3項で、「あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」と規定されておりますので、私のほうから指名させていただきます。

大久保前委員からの御推薦もいただいております、当委員のほかにも数々の委員会を経

験されておられます黒坂委員にお願いをしたいと思っています。いかがでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　　ありがとうございます。

○黒坂委員　　僭越ながら、同志社大学の黒坂と申します。専門は行政法・環境法でございます。まだまだ至らない点多々あるかと存じますけれども、山西委員長と頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山西委員長　　どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

1つ目の議題であります路上喫煙対策の取り組みの状況につきまして、事務局のほうから御報告お願ひいたします。

○西尾課長　　環境局事業管理課長の西尾でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、着席させていただきまして説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

お手元の第26回大阪市路上喫煙対策委員会資料の1ページを開いていただきまして、1つ目の項目でございますけれども、「路上喫煙対策に関する取組状況について」ということで御説明させていただきます。

路上喫煙対策のこれまでの取り組みでございますが、平成18年度から路上喫煙対策事業を開始いたしました。当時ではありますけれども、環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局が協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を開始したところでございます。

平成19年4月1日には、市民等の安全・安心、快適な生活環境を確保することを目的として、防火、防災、まちの美化、健康の観点から「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行したところでございます。

同年4月25日には、「路上喫煙対策委員会」を開催しまして、「路上喫煙禁止地

区」の指定、または変更、もしくは解除について、あるいは路上喫煙の防止の推進に関する重要事項につきまして調査審議をスタートしていただいたところでございます。

同じ年の平成19年7月4日ですけれども、市内で初めて御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」として指定したところでございます。大阪市の条例に基づく禁止地区の選定に当たっては、1点目の項目といたしまして「周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域」。2つ目としまして「通行者数が比較的多い地域」。3点目としまして「大阪を代表する地域」。4点目としまして「啓発・PR効果の高い地域」という観点から同地域を禁止地域に設定したところでございます。

また、平成19年10月1日には、「路上喫煙禁止地区」における過料徴収を開始させていただきました。過料につきましては、1,000円をいただいております。過料徴収に当たりましては、路上喫煙防止指導員といたしまして、大阪府警のOBを13名雇わせていただきまして、土・日曜日、祝日もローテーションにより対応させていただいております。禁止地区における過料徴収がスタートしましたが、この禁止地区の取り組みだけでは、もともとの条例の趣旨であるたばこのマナーを向上させて、たばこを吸う人と吸わない人、両方が共存していくことを推進する目的を果たせないであろうという観点から、「たばこ市民マナー向上エリア制度」について、いろいろと議論を重ねていただくこととし、平成20年度からは、地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援・協働することで、地域社会におけるマナー意識を高め、安心・安全で快適なまちづくりを進める目的で、全国初の取り組みといたしまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」がスタートしたところでございます。

その後、「路上喫煙禁止地区」と「たばこ市民マナー向上エリア制度」の両輪で大阪市の路上喫煙対策事業を進めてまいりましたが、一方、こうした条例が他都市にも広がるとともに、京都市、神戸市でもそうした禁止地区の取り組みが始まったところ

でございます。

そうした状況の中、平成24年12月には、今後の路上喫煙禁止地区にかかる考え方、禁止地区の拡大という動きを見据えた上で、大阪市として、今後、どのように禁止地区を考えていけばいいかということを経験させていただきまして、翌年、平成25年6月11日に路上喫煙対策委員会として、「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」答申をいただいたところでございます。

この答申の内容といたしましては、枠囲いに書かせていただいておりますけれども、2点大きなポイントがございます。

1点目は、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。

2点目といたしましては、実施地区の区域（範囲）でございますが、これにつきましては、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたいという考え方で、御堂筋に続く禁止地区の拡大について考えてもらいたいという答申でございました。

その後、24区にそれぞれの御意見をお聞きする機会を設ける中で、都島区役所さんにおかれまして、地元とのいろいろな話し合い、調整の上で、都島区京橋地域の禁止地区指定に係る議論のスタートが切られたところでございます。

そうした中で、平成26年6月24日に「第21回路上喫煙対策委員会」を開催し、「新たな『路上喫煙禁止地区』（都島地区京橋地域）の指定について」諮問させていただくとともに、同年10月17日には、「新たな『路上喫煙禁止地区』（都島区京橋地域）の指定について」御答申いただいたところでございます。

また、平成27年2月1日には、都島区京橋地域を禁止地区指定ということで、過料徴収も開始し、現在に至っております。京橋地域の禁止地区指定につきましては、指定前から地域で細やかな協議を行うなど、地域の協力が得られたことが非常に大きく、地域との協働のまちづくりの貴重な事例となっております。

また、京橋地域の禁止地区指定に当たりましては、喫煙場所の設置につきまして、当委員会で設置すべきかどうかの議論を経て、喫煙場所を確保されることになったことも円滑に進んだ要因の一つと思われまます。

喫煙対策のこれまでの取り組みにつきましては以上でございます。

続きまして、次のページを御参照ください。

過料処分件数の推移でございます。

平成19年10月以降、過料徴収を開始したところでございますけれども、初めのころは、若干、今に比べたら徴収件数が多くございました。特に、平成21年度につきましては、1万1,411件というような形になっておりますけれども、以降、経年変化とともに、この過料徴収の件数につきましては、鎮静化といえますか落ちついてきてまして、大体、年間通して6,000件ぐらいで推移しておるところでございます。

今年度につきまして、平成28年度ですけれども、4月から12月で4,537件の過料徴収件数がございます。以降、1月から3月までの推計値、月当たり大体500件ということになりましたら、今年度につきましても1年通して見ましたら、約6,000件程度ということになるのかなというふうに推定しておるところでございます。

続きまして、次のページでございますけれども、市内全域で定点調査を喫煙につきまして、この数年調査させていただいているのですけれども、市内24カ所を禁止地域の調査ポイントを7カ所、マナー向上エリアを4カ所、その他の地域につきまして13カ所という形で平成18年度以降、毎年調査をさせていただいております。

そうした中でですが、禁止地域の部分につきましては、現在、京橋地域を加える地点、7カ所という形で整理しておりますけれども、平成28年度の調査では、0.13%の方が喫煙されていたということになっております。もともと平成18年度の当初の3回分の平均値では2.57%という形で、非常に激減しております。同様に、たばこ市民マナー向上エリアにおきましても、平成18年度では0.81%だったものが

0.12%という形で激減しております。

また、上記の禁止地域なり、たばこ市民マナー向上エリア以外の地域におきましても、平成18年度当初が2.3%だったものが0.39%というような形で、全体平均では1.77%が0.23%ということになっております。

欄外にあるのですけれども、この調査につきましては、民間の業者のほうに委託しておりまして、調査時間帯を朝7時半から9時、正午が11時半から13時、昼間が14時半から16時、夕方が17時半から19時という形で、4つの時間帯に分けて、計6時間の調査を各地域のポイントでさせていただいたところです。

通行量に対しての喫煙者の数で喫煙率を出しておりますので、全体でございますけれども、全地域の通行者数の数が約48万人おられた。それに対しまして、喫煙されていた方が1,115名という形で0.23%となっております。

次のページに、今の調査分析の部分を1つの表にまとめてさせていただいた折れ線グラフで表記させていただいたものを添付させていただいております。それぞれのカテゴリーずつでやっておりますけれども、平成19年に条例を制定させていただく以前、平成18年度の調査時点から比べましたら、右肩下がりの折れ線グラフ、急激に平成20年度のデータでは落ち込んでいると。以降、若干の揺り戻しの動きはありましたけれども、平成26年度以降につきましては、非常に低い状況の中で推移しているのかなと考えております。

なお、今、ちょっと、揺り戻しという不適切な表現をいたしましたけれども、平成21年度に若干喫煙率が上がったように見受けられるのですけれども、喫煙率の連動ということになっているのかもしれませんが、2ページの過料処分件数なのですけれども、喫煙率が上がっている関係と過料徴収の件数、平成21年度では1万1,411件というような形で、それぞれの地域で定点観測のデータではありますけど、若干上がっている傾向が残っている部分につきましては、過料徴収の件数も一旦上がっていたのかなというふうに分析しております。

続きまして、次のページにまいらせていただきます。5ページを御参照ください。

今年度の取り組みについてでございます。

別添資料を御用意させていただいているのですけれども、別添資料一①、表紙をめぐっていただきまして、必要に応じて見比べていただけたら幸いです。

1つ目の今年度の取り組みでございますけれども、昨年度、平成27年6月に当委員会におきまして、企業の社会貢献活動の活用について御提言いただいた経過がございます。そうした中で、今回、(ア)の項目でございますけれども、サッカーのチームでございますが、セレッソ大阪とのタイアップによる啓発活動、新規の事業という形で提言を踏まえた取り組みを進めさせていただきました。大阪市の経済戦略局における「セレッソ大阪と大阪市との連携協力に関する包括協定書」というのがございまして、これに基づき環境局の路上喫煙対策事業をエントリーさせていただきまして、路上喫煙啓発ポスターを作成し、地下鉄駅構内や大型商業施設等に掲示させていただきました。

また、セレッソ大阪選手が出演する啓発DVDを作成し、セレッソ大阪主催ゲーム、これは長居にありますキンチョウスタジアムでございますけれども、ここにおける試合前や大阪市役所等でDVDの放映を行いました。

なお、セレッソ大阪との協働したキャンペーンにつきましては、選手様における契約の関係がございまして、残念ながら、この1月末をもって取り組みを終了させていただいたところでございます。

ポスターの配布先でございますけれども、大阪市役所内に6部、各区役所及び関連施設に93部、環境局及び各環境事業センターに37部、大型商業施設におきましては32部という形で、市内各拠点の部分につきまして、そうした啓発活動を行ったところでございます。

資料のほうにございますように、キンチョウスタジアムにおきます、ちょっと画面読みにくいかもしれませんが、「歩きたばこはアカンずきん。」というような

標語という形で、選手とともに私ども路上喫煙の活動のキャンペーンキャラクターであります「アカンずきんちゃん」と一緒に、映像による啓発を行ったところでございます。また、右側には、路上喫煙啓発ポスターという形で、セレッソ大阪におられます主力選手とアカンずきんちゃんのイラストを交えた中で、「喫煙は、マナーを守って決められた場所で！」というような形で、路上喫煙のマナーについて啓発を行わせていただきました。

続きまして、資料のほうにお戻りください。

5 ページのところですが、(イ) の外国人を含む旅行者の方々向けの啓発記事の掲載ということで、これも昨年度の御提言を踏まえる中で、新規に取り組みさせていただいた内容でございます。大阪観光局と連携し、外国語ガイドブックへ啓発記事を掲載させていただきまして、大阪府内の観光案内所・空港・大手宿泊施設・旅行会社及び韓国、中国、台湾の観光案内所等に配架させていただきました。

発行部数につきましては、英語版が10万部、韓国語が9万部、中国語2種類文字を用意させていただきまして、15万部ということで、簡体字、中国本土向けの方々には6万部、台湾・香港の方々に向けた繁体字というので9万部用意させていただきました。

先日、1月20日の新聞報道だったのですけれども、平成28年度における来阪外国人の方が941万人という報道発表がありまして、それに対してこうした啓発の部数につきましては若干少ないのかもしれませんが、初めての取り組みということでスタートさせていただいたところでございます。

2つ目の部分でございますけれども、旅行ガイドブックに路上喫煙禁止地区の記事を掲載し、全国の書店及びコンビニエンスストアにて販売し、また大阪市の主要ホテル・観光案内所など60カ所以上で無料配布させていただきました。

発行部数につきましては、「まっふる大阪」という雑誌が18万部ということで、平成28年12月に全国書店及びコンビニで販売していただいたところでございます。

また、「るるぶFree」という雑誌もございまして、これにつきましては、ことし1月に市内の主要ホテル及び観光案内所のほうに8万部配架させていただいております。

3つ目ですけれども、インターネットによる「禁止地区」の啓発記事を海外向けに発信させていただいております。これにつきましては、別添資料のほうの2ページに載っているのですけれども、大阪観光局が提供する大阪観光案内公式サイト「OSAKA INFO」、また、関西地域振興財団が提供する関西情報のポータルサイト「Kansai Window」、これらにつきましては、英語、中国語2種類、韓国語という形で、海外からの検索も可能というような形で、インターネットによる配信をさせていただいたところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

たばこ市民マナー向上エリア関連ということで、これにつきましても新規の取り組みをしております。2つの項目がございまして、別添資料の3ページを御参照ください。

1つ目でございますけれども、たばこ市民マナー向上エリア活動団体の活動状況を本市のホームページ、アカンずきんちゃんのコーナーでございまして、ここに掲載させていただきまして、ホームページの更新団体数におかれましては、69団体中16団体という形で、このホームページを御活用いただいたところでございます。

なお、この取り組みにつきましても、昨年度、当委員会の中で御説明させていただいた「アンケートを実施」という部分で、非常にこうした取り組みをやってほしいというような要望が多かったということで、それを環境局といたしまして受けとめさせていただいて、こうした取り組みを実現させていただいたところでございます。

2点目のたばこ市民マナー向上エリア交流会、これも同様に、アンケート調査の中で他団体との交流会とかいろんな取り組みを、相互啓発と言うんですか、支持し合って高めていきたいというような要望がございまして、今回取り組ませていただきまし

た。

具体には、10月20日（木）に、たばこ市民マナー向上エリア交流会を開催させていただきました。また、団体の事例報告、活動状況の報告、意見交換会等を実施させていただきました。

なお、この交流会の参加団体数につきましては、69団体中13団体が御参加いただいたところでございます。

続きまして、新成人向けの啓発活動、これも新規に取り組ませていただいた部分でございまして、昨年度の当委員会におきまして、小学校とか学校機関との連携という形で、子供さんとかとも連携する中で、そうした普及活動とか清掃活動を広げたらどうかという御提言がございました。

そうした中で、実際に子供さんとの連携ではございませんが、喫煙につきましては、いろいろ健康の問題とか賛否両論あるのですけれども、個人で判断してもらえる年齢となる成人を対象に、喫煙者と非喫煙者双方が安全に安心して生活していくため、成人式にて喫煙マナーの向上についての周知ビラを配布させていただいたところでございます。24行政区におきまして取り組みさせていただきまして、配布部数につきましては全体で1万8,100部。なお、ことしにおける新成人の数が約2万5,000人ということで、全てではございませんけれども一定配布の対応をさせていただいたところでございます。

続きまして、路上喫煙禁止地区内の啓発看板・路面標示シートの設置ということで、これにつきましては、経年変化とともに拡充を進めておるところでございます。別添資料のほうの最後のページ、4ページに看板とか路面標示の写真を添付させていただいておりまして、今回につきましては、別添資料の下側にあるのですが、京橋地域におきまして、追加分というような形で小さい看板を2枚と路面標示シート4枚を追加させていただきまして、12月7日にこうした対応をさせていただきました。

なお、京橋地域におきます商業施設である京阪モールの施設内にも、路上喫煙禁止

のポスターを掲示させていただきまして、路面標示の新設だけではなくて、そうしたポスターによる啓発も取り組ませていただいたところでございます。資料のほうのちよっと字が小さくて見えないのですけれども、一応路面標示タイルとか掲示看板なりシートにつきまして、英語と韓国語、中国語による表記もさせていただいておるところでございます。

資料のほうの6ページに戻りまして、最後の部分ですけれども、イベント等への参加による啓発活動、この部分につきましても継続でございます。

1点目がごみ減量フェスティバル、10月1日にですが、大阪城公園で実施させていただきまして、「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」という名称のもとで毎年やっている部分なんですけれども、これにおきましても、アカンずきんによる啓発活動・路上喫煙に関するアンケートの実施、あるいは啓発ティッシュの配布などを行ったところでございます。

また、日本橋ストリートフェスタにつきましては、平成28年、去年の3月20日ですけれども、アカンずきんちゃんによる啓発活動・ティッシュの配布などを行ったところなんです。今年につきましても、3月19日に同地域におきまして啓発活動を実施する予定でございます。

また、OBPクリーンアップキャンペーンにて、アカンずきんによる啓発活動・ティッシュの配布も行っておりまして、平成28年5月に一定の啓発活動をしたところでございます。

路上喫煙対策に関するこの間の取り組み状況について御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○山西委員長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の路上喫煙対策の取り組み状況に関して、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、ありがとうございました。

引き続きまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化についての取り組みについて御報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

○西尾課長　　ありがとうございます。

そうしましたら、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について御説明させていただきます。

1点目でございますけれども、「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について、平成27年度の活動報告を御説明させていただきます。

資料の7ページ以降でございますけれども、年度ごとに御登録いただいた団体様の名称及び活動の実施時期なり頻度、活動内容について整理させていただいた表がございます。平成27年度につきましては、1番の登録から次のページに行くのですが、24番までということで、平成20年度におかれましては24団体登録をいただいていたということになっております。

また、続きまして、平成21年度につきましては17団体が登録をいただけてまして、平成22年度におきましては17団体、平成23年度におかれましては10団体、以降、平成25年度に1団体、平成27年度に1団体ということで、登録団体数につきましては合計70団体御登録いただいたところでございます。

そうした中でですが、8ページの資料の番号打ちのところですが、平成21年度の部分で39番の長池連合振興町会様におかれましては、いろいろこの間啓発活動に御尽力いただいたのですが、御参加されている構成メンバー様が高齢化を迎えているということもありまして、活動に終止符を打たれるというんですか、中止したいというお申し出があったところでございます。

7ページに戻っていただきまして、いろんな取り組みをやっていただいております。実施時期とか活動内容につきましては、それぞれの団体の中で1つの項目についてやっていただいている部分とか、いろんな項目にわたってやっていただいている部分で、頻度も月に1回の御団体もあれば、毎日のような活動をやっていただいているような部分で、まさ

しく多岐にわたる取り組みをやっていただいております。非常にありがたく存じております。

禁止地区とは別に、路上喫煙によって他人に迷惑や被害を与えることなどが想定される場所においては、重点的な取り組みが必要であるという意見をいただいたことから、地域におかれます市民、事業者及び団体等が主体的に路上喫煙マナーやモラルの向上に取り組んでいただくということで、こうした「たばこ市民マナー向上エリア制度」という形で全国に先駆けて取り組みを進めてきた経過がございます。

そうした中でさまざまな取り組みをやっていただいているのですが、今年度、この委員会におきまして御承認案件がございます。平成29年度で協定書を更新する活動団体につきまして、この制度発足当時の平成20年度の24団体様及び平成23年度に御登録いただきました10団体様に置かれましては、次年度以降につきましても継続した活動を予定されておきまして、活動意欲のある活動団体となっております。平成20年度の24団体様、平成23年度の10団体様につきまして、継続して活動団体に登録ということで、この委員会の場をおかりしまして御承認賜りたいと思えます。いかがでございますでしょうか。

○山西委員長　　よろしいですね。了解いたします。

○西尾課長　　ありがとうございます。

それぞれの活動団体様、非常に熱心に取り組んでいただいておりますので、委員会での御承認をいただくということは非常にありがたく存じます。ありがとうございます。

続きまして、先ほどちょっと触れましたけれども、39番の長池連合振興町会様におかれましては、平成28年、去年の6月に、先ほど申し上げた高齢化等の理由で活動を中止されるというような届け出がございましたので、これにつきまして、この場をもちまして御報告させていただきます。あわせて、活動中止につきまして、御承認を賜りたいと存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○山西委員長　　これもよろしいですね。はい。

○西尾課長　　ありがとうございます。

ということで、ただいま2つの案件につきまして御承認いただいたということで、
手続のほうにつきまして事務的に進めさせていただこうと思いますので、よろしくお
願いいたします。ありがとうございます。

引き続きまして、10ページを御参照ください。

活性化に係る2点目の項目といたしまして、たばこ市民マナー向上エリア活動団体
に対しまして、アンケートを実施させていただきました。これにつきましても、去年
の当委員会の場でアンケートを実施するという御報告、御承認いただいた中で
対応させていただいたところでございます。当時70団体中全ての団体から回答がご
ございました。そうした中で、設問の5、6、7につきまして、斜めの太文字表記にさ
せていただいております。これにつきまして、路上対策委員会の御意見やアンケート結
果を踏まえて、平成28年度新たに実施した施策でございます。5番の部分につきま
して、「活動内容について、ホームページや広報誌に掲載を希望するか」という問い
に対しまして、御希望されたのが11団体、16%という形。6点目の「他団体との
交流」、15団体が御希望なさって21%。また、「意見交換会があれば出席を希望
するか」という問いに対しましても、20団体の方が参加したいというふうにおっし
ゃっていただいた。こうしたアンケートでのボールのキャッチボールによりまして、
今回、今年度の取り組み活動の中で進めさせていただいたということで御報告させて
いただきます。

11ページなのですがすけれども、啓発物品についてのアンケートの内容としまして、
いろんな部分、今はポケットティッシュの支援とか、啓発用のたすきを用意したりと
かというような形でやっておりますけれども、自由記入の御意見の中でこうした御意
見、たすきやマスク、携帯灰皿がいいなというような御希望とかも聞いております。

また、困っていることにつきましては、先ほど退会というような希望もございまし
たけれども、高齢化が進んでいる状況とか会員数が減ってきているような状況もある

よということを教えていただいております。

また、効果的な取り組みとか、うまいことしているような事例について教えてくださいということでお尋ねしましたら、町内会とか商店会と学校がスクラムを組んで地域の活動をやってますよということで、進み出してますというようなことで御教授いただいております。

また、路上に灰皿を設置すればポイ捨てが少なくなると思うというような御意見もございました。

1 1 番目の項目といたしまして、大阪市に期待する内容という質問では、条例の認知度を高めるよう情報発信をもっとしてほしい、とか、地域活動をアピールしてほしいとか、外国人への対応を進めてはどうかというような御提案をいただいております。

その他事項でございますけれども、ポスターのサイズにつきましては、大きいサイズしかございませんけれども、諸状況の中で小さなサイズのポスターも欲しいなという御意見とかいただいております。私ども事務方としまして、そうした地域なり活動団体の御要望をできる限りとり入れたいと考えており、限られた予算ではありますけれども、知恵を出す中で経費をかけずにとか、今までやっていたものよりこうした取り組みをやったほうがより効果的やでというような部分についての御提言をいただきました。どんどん採択してよりよき啓発につなげていくように、我々も努力していきたいなと考えておるところでございます。

次のページ、1 2 ページ、1 3 ページにつきましては、今御紹介させていただきましたアンケートのもともとの様式、こういう形でアンケートをさせていただいたということで、参考までに添付させていただいたところでございます。

続きまして、1 4 ページを御参照ください。

活性化に係る 3 点目の項目といたしまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体の交流会についてでございます。

交流会につきましても、先ほどのアンケートの中でやってほしいという要望があり

まして、今回、ここに書かせていただいておりますように、平成28年10月20日（木）14時から、ちょうどこの場所、第1会議室なのですけれども、ここで開催させていただいたところでございます。

交流会におきましては、今回、初めて開催した交流会が平日であったにもかかわらず13団体もの御参加をいただきました。交流会では、各団体の平成27年度の活動報告とかをスクリーン上で御説明し、今年度ホームページに掲載した活動団体の活動状況を紹介したところでございます。特にですけれども、今回、好事例ということで、御要請させていただきました「豊崎東地域ネットワークきららⅡ」の発表事例におきましては、ポケットティッシュに独自で作成した啓発用ラベルを差し込むなどいろいろな工夫をされておりました。また、エリア内の企業様に団体様のほうからポケットティッシュを配布してもらえるよう訪れて、いろんな調整とかもされているということで、熱心な取り組みに努めておられるということで御紹介いただきまして、その活動内容を聞かれた他の団体の方々も熱心な質問とか、取り組みのアプローチとか、経過の説明というのを丁寧にお答えいただくということで、非常に盛り上がった交流会になっておりました。

議題につきましては、たばこマナー向上エリア団体、70団体の活動状況について報告を事務局のほうからさせていただきました。

また、たばこマナー向上エリア団体のホームページの紹介という形で、今年度取り組んだ中身について、パワーポイント等の使用で紹介させていただいたところです。

また、たばこマナー向上エリア団体からの事例報告（1団体）、きららⅡの方ですけれども、好事例という形の取り組みをやった上で、質疑応答ということで、エリア制度に係る意見交換、活動状況についての質問とか応答というような形。

あと、10月20日の交流会そのものについてのアンケートもさせていただいたところでございます。

次のページ、15ページなのですけれども、豊崎東地域ネットワークきららⅡの皆

様方の活動状況について掲載しております、下側になりますけれども、きららⅡ独自の標語を入れた啓発ティッシュを配布という形で、右側に掲載させていただいてます「住みよい街へ マナーの木を育てよう！」という形で団体独自の標語というんですか、活動を意思表示されているメッセージを発信されておられるところです。

また、次のページには、実際に清掃活動の御様子についても掲示していただいております、路上喫煙防止のたすきをかけて吸い殻清掃をなさっている風景、たすきには「路上喫煙はやめましょう」と表記されています。

また、下側ではございますけれども、具体の清掃活動につきまして、8月、12月を除いて毎月第4木曜日の10時から10時45分、45分間、毎月1回必ず御対応いただいているということで御報告いただいたところでございます。

17ページに移りますが、交流会の中で意見交換をしていただきました中での質疑応答の抜粋を表記させていただいております。

1点目が、啓発物品のポケットティッシュのデザインが環境局が用意しているのが数年間同じなので見直してほしいという御要望がございまして、すみません、私のほうから予算を含めて今後検討しますと。予算のない中ですが、いろんな取り組み、お金をかけずにやれるやり方とかも私どももありますので、いろいろと相談させていただく中で御対応しますとお答えさせていただいたところです。

2つ目につきましては、今後も交流会を開催していくのかということで、今後は、年に1回程度は開催を予定しますということは、非常に質疑の中でもこんな場が欲しかったというような御意見もありましたので、やりとりの中でそういう形でお返事させていただいております。平成29年度もちゃんとそうした御意見を踏まえた中で、実のある交流の場をつくっていきたいと考えております。

3つ目ですが、御堂筋と心齋橋筋の路地裏にはポイ捨てが多いという御指摘でございました。これにつきましては、当該地域を所管します環境事業センター、中部環境事業センター出張所が担当になるのですけれども、そことも連絡及び連携、協働して

啓発活動に努めてまいりますということでお返事させていただいております。

4点目ですけれども、活動団体が実施されている啓発活動に路上喫煙防止指導員にも参加してもらうことはできないのかということでお問いがございました。これにつきましては、路上喫煙防止指導員の主な業務は、やはり禁止地域における巡回、指導ではございますけれども、要望を踏まえた上で、今後はPR・啓発活動などの効果も考慮に入れて検討していきますということで、指導摘発だけではなくて、そうした地域との交流と啓発の部分につきましても、今後、対応を検討し進めていきたいと考えているということでお返事させていただいたところでございます。

次の18、19ページにつきましては、当交流会におけるアンケートの集計結果を取りまとめたものでございます。

アンケート方法につきましては、対象が参加いただいた13団体で、参加者が21名中20名の御回答をいただきました。

2点目、アンケート結果ですけれども、交流会でよかった課題がありましたら御記入くださいということで、やはりエリア団体の事例発表、素晴らしい取り組みの発表部分で、12名の方々にこれがよかったということで御回答いただいております。

また、今後の交流会で取り上げてほしい議題がありましたらという設問に対しましては、海外の先進都市の取り組み事例を紹介してほしいとか、各地域の取り組み状況の事例発表とか、過料の今後の方針、過料で取ったものをどう地域に還元するかというような意見もありまして、そうした部分についてまた議論したいなということでお答えいただいたのかなと存じております。

また、本交流会でお気づきの点がありましたらということで、自由記入で求めたところ、今ちょっと触れましたけれども、過料徴収のお金はたばこ禁止のほうで使ってほしいという意見とか、さまざまな意見をいただいております。下から2つ目の部分では、禁煙に加え分煙も検討すべきということで、禁煙から喫煙所の設置の補助金等の検討をしたらどうかとか、マナー地区を示す表示・掲示とか、マナー向上エ

リアにおいても道路面のシールを張ったらどうかという御提案だったのかなというふうに存じております。引き続きそうした対応の要望がございますので、どのような対応を図っていくかということについて検討をしていきたいと考えております。

19ページでございますけれども、新型たばこ、ここでは電子たばこという表現ですけれども、今新しいタイプのたばこが非常に出てきておりまして、電子たばこというカテゴリーのものもあれば、加熱式たばこというものもございます。また、古くからあったのでしょけれども、紙たばこかいろんな製品がありまして、そういう中で、最近、ファッション的、流行的なものもあるのかもしれない。また、副流煙というんですか煙の量が少ないというような部分で、そうした部分に乗りかえていかれてる若い方々がふえてるのかもしれないですけれども、このアンケート調査の中で、そうした新型たばこについて知っていますかということで、今回アンケートで聞かせていただきましたら、知っているという御回答が11名の方、街で見かけたこともあるというのが4名の方ということで、両方回答をされた方が2名おられたということです。全然知らないという方が7名いらっしゃったということになっております。

次の設問でございますけれども、火を使わず副流煙もほとんど出ない新型たばこであれば、路上喫煙をしても構わないと思いますかと。ちょっと唐突な質問をしたのですけれども、思うと答えられた方が4名、思わないと答えられた方が13名、その他2名につきましては、無規制ではやっぱり問題があるという御意見。区別が難しい。電子たばこかどうかというのが難しいというのかなと思うのですけれども。

なお、思うと答えられた4名の方なのですけれども、ただし書きがございまして、ただし、やけどになる高熱部位がなく、廃棄するものが生じないことを前提条件として吸ってもいいんじゃないかという御意見があったということで、裏を返しましたら、問題があるならやっぱりだめであるというような御意見なのかなと推測しておるところです。

次の20ページですけれども、今申し上げました集計のもととなりましたアンケート

トのフォーマットでございます。

以上、2点目の項目ですけれども、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○山西委員長 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

清見委員、どうぞ。

○清見委員 今、19ページのアンケートのところなのですが、我々も業界的に非常に困ってまして、新型たばこという表現なのですが、（電子たばこ）、メーカーさんのほうは加熱式たばこおっしゃってございまして、電子たばこという、昔アメリカで吸っていた怪しいものをどうしても思い出しますので、こういうときはざっくりブランド名で書いたほうが。例えば、アイコス、プルーム・テック、グロー等というような表現のほうが、多分、誤解を与えにくいのかなと一つ思っています。

あと、これも19ページの5番なのですが、メーカーさんにもよるのですが、新型たばこを「路上喫煙」という表現をするのか、逆に喫煙じゃないという資料ももらってまして、「路上使用」という表現に今後なっていくのかというのは、少し慎重にやっていかないと僕たちもだめだなと思ってまして、その辺ちょっとお気をつけいただきたいのと。

すみません。もう2点ありまして、先ほどの交流会のところ。10ページの5、6、7のところ。これ、数字を見ると少ないように思うのですが、実は、私どものたばこ屋さんが西区の会員さんがいらっしやいまして、これに出て非常に喜んでおられたんですよ。やっぱり高齢の方が一生懸命お掃除をしてる関係上、やる気がとか、ほかどなんしてんねやろうというのがわからないので、他団体がこうしてるああしてるということを1年に1回でも聞けたり、ホームページで見れたりすることで、自分たちももっとやっていこうということで、非常にモチベーションが上がるので、今、年1回予定していただいているのですが、ぜひこれは毎年きっちりやって

いただければなと思っております。

あと、すみません。3つ目なのですが、3ページ目の数字のところなのですが、データとして禁止地区を設定したところが喫煙率が0.13、マナー向上エリアで0.12と、非常にマナー向上エリアだけで十分この路上喫煙者が減っているという状況で、やはりアンケートを見ますと、喫煙場所を設置してほしいという、マナー向上エリア制度の方が多いので、できれば喫煙場を何とかしてほしいと。実際には、灰皿どうすんねんという話もあると思うのですが、それはやはりメーカーさんでお願いするなり、交渉するなりという手法はあると思いますし、あと、灰皿の清掃ですね。これはやはり官が主導で環境局さんとか大阪市がやっていただいて、ただ、喫煙場所ができたところの周辺のたばこの箱とか、ペットボトルとかというのは、やはり周辺の方がきっちり掃除していただくということで、どうですか、マナー向上エリア制度を実施していて、あそこだけは絶対にきれいだと。私たちはきれいにするんだと。路上喫煙している方がいたら、やはりあっちで吸ってくれと。喫煙場があれば、外国人の方でも指さすだけで、ここでは吸ってはだめ。あそこで吸うんだなというのがわかるので、そういうシンボリック的なものを路上喫煙者が多い、人通りの多い阿倍野とか、十三とかそういうあたりで試験的に、マナー向上エリア制度であっても大阪市、官が主体になってやっていただいて、官と民間と地域というところで、大阪らしい地域住民が協力してやってるというスタイルをどこかマナー向上エリア地域でやっていただいて、活性化していただければというふうに思っていますので、ぜひこれは委員の皆さんにも賛同いただいて、大阪市さんにもぜひ実現していただければと思っております。

以上です。

○山西委員長 ありがとうございました。

清見委員、御意見ということでよろしいでしょうか。

○清見委員 はい。

○山西委員長　　その他、御質問、御意見ございますでしょうか。

事務局のほうから、清見委員の意見に対して何かございますか。

○西尾課長　　ありがとうございました。

アンケートの関係での御指摘というんですか。電子たばこと加熱式たばこ、非常にいろんな製品が出ているということで、後で、加熱式たばこ等につきまして、今回、3つ目の案件で御意見とかいただきたいなと思って議題に上げさせていただいてるんですけども、表現の部分につきまして、不適切だったかもしれません。そういう部分につきまして、今後、今の御指摘につきまして、ブランド名で書くのがいいのかどうかという部分はありますけれども、念頭に置かせていただく中で、今後そうしたアンケート等々ときには注意していきたいなと思っておりますので、御容赦ください。

それで、2つ目の部分でございますけれども、御参加いただいた方、お知り合いの方で、非常に喜んでいただいたということで教えていただきまして、すごく私もうれしく思います。私、非常にこの交流会、事務方のほうで調整いただいて、環境事業センターにも協力いただく中で開催できたという部分もありますので、きょうの清見委員の御発言を伝えたいと思っています。それで、おっしゃっていた方、年に1回でも続けてやってほしい。委員もおっしゃっていただいた部分、しっかり受けとめて、この交流会の場、実のある場というのを平成29年度も引き続きやっていきたいなと思いますので、ここは担当課長としてお約束します。ちゃんと交流会は継続しますので。

最後の3つ目なのですけれども、喫煙所の設置につきましては、いろいろ場所の問題とか協力体制をどうとっていくかということがありますので、引き続き検討させていただくということで。現在、禁止地域におきまして、御堂筋でしたら高島屋前のコーナーのところと、それと大阪市役所を越えた川の北詰のところでありまして、端と端というような形になっています。非常に長い距離のある地域の端と端ということになっているのですけれども、また、京橋地域につきましては、広場のところになっていまして、いろんな議論経過がある中で設置してきた経過がございます。そう

した中で、一つの考え方として、喫煙場所の確保という部分についても、これまでも議論になっていたところだと思いますので。ただ、すぐにできるかどうかというのは別でございまして、その辺いろんな市民の方々の意見とかも伺う中で、引き続き検討したいと思っています。

清掃の部分につきましては、委員が御指摘いただいたみたいに、環境局のほうで対応してまして、予算も組む中で、京橋地域と御堂筋の関係の清掃も当局のほうで対応させていただいておりまして、また設置につきましては、いろんな御協力をいただく中で対応してきた経過がありますので、検討します。

なお、たばこの路上喫煙の関係についての広聴事項が、非常に件数が当局に寄せられているんです。100件ぐらいいろんな御意見あるのですけれども、やっぱりにおいの問題という部分で、健康という部分もおっしゃる方はいますけれども、あわせてにおいの関係で、例えばですけれども、特定のコンビニエンスストアの前に灰皿が置かれていて、やっぱり灰皿があるから人が集まって、たばこを吸われた煙が立ち込めて、においがたまらんというような御意見が非常にこの1年間多かったかなというふうに思ったりしています。そんな中で、灰皿の撤去という要請がありましたら、いわゆる道路上に置いてる灰皿というのは、不法設置という形にありますので、撤去を要請させていただいたり、あわせて喫煙マナーの向上という形でポスターの掲示を求めたりというような取り組みを当局としてもやっているのですけれども、一方で、灰皿をもっと設置してくれという意見は余り来ていないんです。それはやっぱり、もしかしたらなんですけど、これ、私個人の勝手な推測はこういう場では言ったらだめなのかもしれませんけれども、世間的にたばこの受動喫煙の問題もあるので、吸う方はやっぱりいろんな我慢もされているのかなということで、灰皿をふやしてほしいというのは、結果としてですけど、今の時点では、要望としては余り上がってきていないような状況になっております。ですから、しないというのではなくて、全体のそうした声なき声という部分もあろうかと思っていますので、禁止地域の問題とかそうした喫煙場

所の確保という部分につきましては大事な問題ですので、いろんな部分、御意見もちろんと受けとめる中で、パブリックコメントをとるような方法もしなければいけないかなと思っていますので、しっかりと意見を受けとめる中で、両方の御意見、それぞれの立場の御意見あると思いますけれども、ちゃんと両方の御意見に耳を立てて、しかるべき対応を検討していきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○山西委員長 ありがとうございました。

引き続き、加熱式たばことか電子たばこと言われている新式のものに関して御説明
お願いできますでしょうか。

○西尾課長 それでは、加熱式たばこにつきまして御説明させていただきます。

お手元の配付資料なのですが、別添資料一②というのを御用意させていただきました
きまして、表紙に書かせていただいていますように、また、本日の司会進行の中で冒頭
申し上げたと思いますけれども、フィリップモリスジャパン株式会社様からアイコス
についての製品なり、加熱式たばこがどういうものかというような資料を御提供いた
だいております。また、日本たばこ産業株式会社様からはブルーム・テックという商
品についての説明資料なり、たばこについて整理した表もつけていただいています。後
でちょっとごらんいただこうかなと思っています。また、3点目につきましては、ブ
リティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社様方からグローという製品に
ついても資料提供をいただいています。この場をおかりしまして感謝申し上げます。

そうした中で、資料の21ページを御参照ください。

加熱式たばこについてでございますけれども、加熱式たばこといいますのは、たば
こ葉を燃やさずに、加熱して蒸気を発生させるたばこ製品ということで、専用の充電
式電化製品を使用するというので、燃焼による煙ではなくて、加熱によって発生す
る蒸気、ペーパーと言うそうなんですけれども、蒸気を吸引するというので、先ほ
ど清見委員からもありましたけれども、喫煙じゃなくて使用というような部分での行
為について、昔はたばこ言ったら喫煙するものだったのが、それがどういう位置づ

けになるかということもちゃんと見きわめなければいけないのかなというふうに思ったりしております。

電子たばこにつきましては、カートリッジがあるのですけれども、その中に溶液が入っていて、その溶液を発熱体で霧状化させて吸い込むというような形だそうです。さまざまなバリエーションで展開されているということで、溶液にはニコチンが含まれる場合と含まれない場合があるということで、日本で販売が承認されている電子たばこはニコチンなしのものとなっているということで聞いております。

括弧囲いですがけれども、日本国内においては、ニコチンを含む電子たばこは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」の規制対象となるということで、薬事法に基づく承認（有効性や安全性などの確認）が必要となっております。これまでそうしたことから国内で承認されたニコチン入りの電子たばこの製品は発売されていないというふうになっております。

電子たばこと加熱式たばこの違いでございますけれども、加熱式たばこにつきましては、たばこ葉を使用しており、たばこ事業法上の「製造たばこ」に該当する。

一方、電子たばこにつきましては、たばこ葉を使用しておらず、香料等を含む溶液を加熱するものであり、たばこ事業法上の「製造たばこ」には該当しないということで、この内容につきましては、先ほどの別添資料のアイコスの部分での説明を引用させていただきます。

説明資料のほうのアイコスの裏面なのですがけれども、現物を本日、御提供いただいているものを持ってきてまして、あちらの事務局のほうを見ていただきました。私、これ、吸ったことないので、使い方が余りわからないのですけれども、この器具を、これが充電器みたいになってまして、ここに差し込むことによって90分で充電が満タンになるということで、こちらにスイッチと書いてるのですけれども、中に入れて、スイッチを押して、使用可能になって、1本吸ったら次吸えるまで6分かかるということで、一旦この容器の中に入れなければならないというような仕組みになっている

そうです。この部分につきましては、カートリッジの中に葉たばこ、原材料ということで、葉たばこについてはたばこ事業法の対象という形になっているということです。

アイコスさんだけ御紹介したらあれですので、もう1種、プルーム・テックもあったのかな。見た目は若干違いますけれども、構造的には同じようなことで、葉たばこを加熱して吸引するというような形になっております。

恐れ入ります。資料の22ページのほうをごらんください。

各会社ごとで発売されております製品、アイコスなりプルーム・テック、それとグローという製品、これの発売開始日と発売場所を整理させていただいております。発売場所はこういう形になっているのですけれども、インターネットでは取引できるというふうに聞いております。

続きまして、23ページなのですが、今ちょっと触れましたたばこ事業法なり、上側の旧薬事法なのですが、下のたばこ事業法なのですが、第二条のところで、用語の意義、次の各号で定めるということで、ここで製造たばこということ、葉たばこを原料の全部または一部とし、喫煙用、かみ用またはかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいうということ、今回の加熱式たばこにつきましては、たばこ事業法の対象ということになっております。

別添資料の日本たばこさんの最後のページですけれども、こういうまとめの表をつけております。表題が参考ということで、日本におけるたばこ製品と電子たばこの違いという形で、提出いただいた文章を丸々読み上げて非常に恐縮ではございますけれども、通常の火をつけて吸うたばこが紙巻きたばこということ、原料につきましては葉たばこということ、製品の区分はたばこ製品になっています。所管法令がたばこ事業法で、日本での販売はあり、吸引するものにつきましては燃焼を伴う煙となっていて、生成方式は燃焼によるということで整理させていただいております。

加熱式たばこなのですが、日本たばこさんの場合はプルーム・テックという商品で、他社のアイコス等につきましてもこのカテゴリーが当てはまるのですけれ

ども、原料につきましては葉たばこであり、たばこ製品であり、たばこ事業法が適用され、日本でも販売されており、吸引するものにつきましては「たばこペーパー」という蒸気を吸うということになっていまして、生成方式については電気加熱ということで、火がついているわけではない加熱だという整理になっております。

一方、ややこしいのですけれども、電子たばこにつきましては、ニコチン入りのリキッドとニコチンなしということで区分していきまして、ニコチン入りににつきましては、材料がニコチン保湿剤ということで欄外にあります。日本ではこれは売っておらず、承認もされておらずでして、欄外の※1 ですけども、海外で発売されているものは、大半が、あらかじめ抽出・精製したニコチンを用いているものの、合成ニコチンを使うことも可能ということで、区分としましては原則として医薬品ということで、先ほど説明しました薬事法の該当ということになっていまして、日本での販売はございません。そして、吸引するものにつきましてはペーパーということで、生成方式につきましては電気加熱または電気霧化という方法をとられているということです。電気加熱と電気霧化につきましては、欄外注釈をご参照ください。電気加熱につきましては、電気ヒーターを加熱して、ポッド／溶液を温めてたばこ、ペーパーを生成させる方式ということで、電気霧化につきましては、電気超音波振動器を駆動させ、液体を霧化させる方式だそうです。

上のカテゴリーの電子たばこのニコチンなしにつきましては、これは日本でも売っておられるようでして、主な原料は保湿剤ということで香料を含んだものということになるのですが、区分につきましては雑貨という位置づけになっているということで、所管法令はございません。日本での販売はあるということで、吸引するものはペーパー、蒸気化したもので、生成方法は加熱または霧化ということになってまして、電子たばこには2種類あって、ニコチン入りとニコチンなしがあって、ニコチン入りのものは日本では認められていなくて、売られてないということで、ニコチンなしについては日本でもあるのですけれども、たばこではない、医薬品でもなく、所管法令等の

規制もないというふうに取り上げていいのかなと思います。

資料の23ページの上側に薬事法があるのですけれども、「医薬品」とは、次に掲げるものをいうということで、日本薬局方におさめられている物ということ。2項目で、人または動物の疾病の診断、治療または予防に使用されることが目的とされている物であって、機械器具等でないもの。3項目につきましては、人または動物の体の構造または機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、機械器具等でないものということで、法令上ここがかかわってくるということで、いわゆるニコチンにつきましては、薬事法の対象の品物ということで指定されているということらしいです。

続きまして、資料の24ページに移らせていただきますが、加熱式たばこについてですけれども、他都市に照会させていただきました。去年の8月に条例の運用について、どのような対応をされているかということでお聞かせいただきまして、1点目が、路上喫煙の条例を制定していますかということで、政令市20都市全てにおいて制定されております。

設問2ですけれども、当該条例について、罰則を設けていますかという問いに対して、設けていないのが2都市です。

設問3でございますけれども、条例を設けている18都市について、電子たばこによる喫煙については、現行の条例で処分の対象としていますかということで、対象としておられるのが2都市、対象としていますが啓発のみということでやっているのが1都市、対象としていない都市が15都市ということで、この時点で御教示いただいております。

設問4でございますけれども、設問3において電子たばこを対象または啓発のみを行っている3都市で、電子たばこによる喫煙については、現行の条例の改正を行っていただけますかとの問いに対しては、条例改正はしていないとのお答えでございました。

設問5でございますが、設問3で電子たばこを対象としていない15都市に対し、

今後、電子たばこについて過料徴収をしていく予定はあるかとの問いに対しては、15都市すべてにおかれて、現段階では予定していないが、他都市の動向を見ながら検討していくとの御回答でございました。

25ページに移らせていただきます。

紙巻きたばこと加熱式たばこの比較として、最後に簡単な表を御用意させていただきました。大阪市の路上喫煙の防止に関する条例につきましては、たばこの火によってやけどなどの危険を防ぐこと。表を見ますと、安心・安全ということの観点。吸い殻のポイ捨てを防ぐこと。まちの美化の観点。たばこから出る煙によって、周りの人に迷惑を与えることを防ぐといった健康の観点などの目的で制定したものでございます。この表につきましては、対応が必要とされるものを丸で表記しておりまして、今、紙巻きたばこ、通常の火をつけて吸うたばこについて、条例で安心・安全やまちの美化の観点、健康の観点から、いわゆるマナーを守って公共の場所で吸わないということを進めていただくことが必要ということで丸を打ってます。そういう意味で、この加熱式たばこにつきましては、加熱させて蒸気を発生させるものでありまして、火はついておりません。火を使わず、煙が出ないと言い切っているかどうかはありますけど、火はとにかくついていませんので、そうした意味では安心・安全、やけどとか火事の危険性はないのかなという部分で対象とならないのかなという意味を持ってバツという表示をしています。丸とバツの表示の仕方が通常感覚では逆かもしれませんが、条例で規制というんですか、抑止すべき部分としては、火がついていない部分では、加熱式たばこについては当たらないのかなということでこういう表現をさせていただきました。

一方、まちの美化の観点では、基本的にたばこのカートリッジを交換するということですので、通常のたばこと同じようにポイ捨てをするかどうかという部分については、捨てるかもしれないし、捨てないかもしれないと言ったら変な表現ですけども、必ずしも葉たばこのように、吸った後は処分しなければ、ポケットに入れることも、

においの問題とか、葉っぱが残っている部分がポケットの中でボロボロと崩れたりとかというようなことで、本来、灰皿を持っておかないといけないのですが、持っていなかったらつい出来心で路上に捨てたりということもあって、ポイ捨てにつながるという要素が紙たばこの場合はあるのですけれども、カートリッジの場合は、葉っぱが漏れるようなこともないみたいで、そうした観点で必ずしもポイ捨てにつながるかどうかというのは不透明ですけれども、だからと言って捨てないということもないので、整理もしにくいというんですか、大丈夫とも言えないし、あかんとも言えないという意味で、ちょっと中途半端な表現ですけれども、三角という表現をしました。健康の観点から、たばこの煙の関係があるのですけれども、副流煙はかなり少ないように聞いているのですけれども、完全にはないのか、また健康を害する成分という部分についての国の見解とか、いろんな検証という部分について、現時点ではないように聞いていまして、そうした意味で、これについても三角という表現をしています。このバツ、三角という部分につきましては、不透明という部分の中での表記ですので、これが世間一般で認められたことではないということを説明しておきます。本来でしたら、ここは全てクエスチョンマークで表現するのがよかったのかもしれませんが、現行の紙巻きたばこについては、3つの観点、安心・安全、まちの美化、健康の部分では全て課題があったということで、丸の表記の部分に対して、安心・安全の点では、火がついていない部分では、やけどとか火事の関係はないなということ、ここだけちょっと伝えたかった部分でして、あとの表現については問題のある表現をしているかもしれません。申しわけございません。

関係法令につきましては、現行の紙巻きたばこも加熱式たばこもたばこ事業法の対象となっているということで、両方とも対応となっているということで表記させていただいております。

続きまして、資料編になるのですけれども、その他の資料ということで御用意させていただきまして、そうしましたら、電子たばこか受動喫煙の関係で、国の見解と

かがないのかなということ、資料があればと思ったのですけれども、昨今、新聞報道とかでいろいろマスコミ報道になっているのですけれども、新聞記事につきまして、こうした公の会議の場で提出するのはいけないということになっているとのことで、新聞そのものの情報提供というのは差し控えさせていただいたのですけれども、そうした中で、何かないかなということ、申しわけございません。インターネットをたたくまして、国における質疑とか参考文献がないかなということ、検索させていただいたところでございます。

今回、資料をつけさせていただいてますが、電子たばこに関する質問主意書と答弁書をつけさせていただいてまして、質問主意書のほうですけれども、未成年者に禁止しているたばこの喫煙について、電子たばこをどう取り扱っていくのかということで、国会で質疑があったということです。その質疑から電子たばこに関する項目を紹介しましたら、答弁のほうになるのですけれども、1ページの裏表が質問主意書で、その次が答弁書になっているのですが、答弁書の裏側の一番下、回答五及び六についてというところ、ちょっと太い字で表記しているのですけれども、「いわゆる電子たばこの健康影響及び未成年者に与える影響について有識者による調査及び検証を行うとともに、関係省庁で連携して今後の規制のあり方について検討してまいります。」ということで、まだ検証結果が出ていないという、検討中というような状況で答弁がございました。

そうした国会答弁もある中で、次のページ、その他資料の中ですけれども、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」ということで、平成28年10月に厚生労働省のほうから資料が出てまして、今回添付させていただいております。中身につきましては、世界保健機構（WHO）とか国際オリンピック委員会（IOC）において、「たばこのないオリンピック」を共同で推進することとしておりまして、近年の競技大会開催地及び開催予定地においては、公共の施設や職場について、罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っているということで、北京オリンピックとかロンドンオリ

ンピック、リオの関係とか、この間オリンピックがあったのですが、いずれも規制してこられているというふうになっていまして、次、2020年でしたか、東京オリンピックがある中で、国としても受動喫煙対策ということを考えておられるみたいでして、いわゆる欧米並みの対応、オリンピックをたばこのない、受動喫煙をさせないという方針の中でいろいろたたき台をやって、法制化、政省令につなげていくような考えで今動き出しているように聞いております。書いておられる中では、2019年にラグビーワールドカップが開催され、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということになっていまして、このたたき台の部分、この資料そのものの後ろから2枚目をごらんください。こういう資料なのですけれども、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」ということで、参考資料と右肩に書いてますけれども、ここに基本的な方向性として、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とするということであらうとおられまして、真ん中のところですが、新たに導入する制度の具体的な考え方として、施設の用途、主たる利用者による施設選択の可否等を勘案分類していきますというようなことで方針を持たれております。

たたき台の次のページですが、受動喫煙防止対策の強化の内容ということで整理されてまして、この部分につきまして、表面的な部分を新聞報道でこの間、報道発表をなさってるみたいですが、厚生労働省におかれては、この受動喫煙防止対策に加熱式たばこを対象とするかどうか、まだ見解を出されていないといった状況になっております。

非常に雑駁な説明で申しわけありませんけど、現状はそういう形になっております。

以上です。

○山西委員長 ありがとうございました。

詳細な説明ありがとうございます。

基本的に、加熱式たばこだとか電子たばこが、まず第一、この大阪市にとって一番重要な問題は、「大阪市の路上喫煙防止に関する条例」の喫煙行為に、電子たばこや

加熱式たばこを使った場合に当たるのかどうかということはどう考えるのかという問題があるかと思います。厚労省自体は、いわゆる受動喫煙の防止対策の強化として打ち出している建物内原則禁止ということの中に、いわゆる電子たばこ、加熱式たばこが入るかかどうかというのは、有害性とかそういうことの立証がある程度検証がなされてから判断するという立場があるかと思いますが、今のところわかっているのは、たばこ事業法のたばこの中に葉たばこを使っているものがたばこに当たって、そうじゃないものは当たらないということと。ニコチンを含むものに関しては、それは葉たばこを使っていなくても薬事法上の承認が必要になってくると。その2点だけという状況です。ですから、まず今の御説明の中で、加熱式たばこ、電子たばこについて、大阪市として今議論しておかなくてはならないことだとか、御意見だとかございましたら提示していただいて、きょうは何も結論を出すという場ではないかと思いますが、意見なり御質問がございましたらどうでしょうか、委員の皆さん。一応そういうことをこの場で確認しておいて、今後、厚労省がどういう対策をとっていくのかということとも見据えながら、条例の喫煙という行為の中に電子たばこや加熱式たばこを使用していることも含むのか含まないのかということをも議論していきたいかと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　　どうもありがとうございました。

きょうは、その問題意識を委員相互で共通化させてもらうということで、説明をいただいたということで、まだまだこれからこの問題に関しては、大阪市条例との関係で、もちろん副流煙の問題もありますし、マナーの問題もありますし、いろんなところでこの条例の目的趣旨、それからこの条例には罰則がついていますので、そういう意味からもきちんとした定義をしないと、曖昧なまま禁止したり、禁止しなかったりということが生じてはいけないので、そのあたりをこの委員会でもきっちり確認していきたいなというふうに思っております。

黒坂委員。

○黒坂委員　すみません。先ほどの場面でお聞きしたらよかったですけれども、委員長のおっしゃるとおりなのですけれども、条例の趣旨目的ということで、例えば24ページの他都市の、1点だけ伺いたいのは、現行の条例で規制の対象としているところが2つで、啓発のみが1つ。条例を改正せずに規制の対象とできる根拠というのはどこに置いてはって、この2都市は対象の規制の、恐らく過料処分の対象ということですよ。過料処分の対象にしているのか、もし御存じだったら教えていただきたいのですけれども。

○山西委員長　事務局、いかがですか。

○西尾課長　対象とされた根拠は、たばこ事業法で葉たばこという位置づけの中での御判断があったように聞いております。

○山西委員長　ありがとうございました。

その他御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、本日の委員会を終了させていただきたいと思います。

どうも御苦労さまでした。

○事務局（日下課長代理）　本日は、山西委員長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいところ、御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、本日の大阪市路上喫煙対策委員会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会　午後3時40分